

【お知らせ】

平成 31 年 2 月 12 日

環境基準についての一部改正に伴い平成 31 年度 4 月 1 日以降搬入する建設発生土の検定試験の見直しについて。

検定試験項目の 15 項目の シス-1,2ジクロロエチレン を平成 31 年 4 月 1 日より環境省の告示により、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とし、1, 2-ジクロロエチレン とい

たします。
なお、環境上の条件は検液 1 L につき 0.04 mg 以下であることとします。

以下の通りの変更といたします。

項 目	環境上の条件	測 定 方 法
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。	シス体にあたっては日本工業規格 K0125 の 5.1、2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあたっては日本工業規格 k 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法

***新規・継続工事に関わらず、すべての工事対象といたします。**

なお、継続の工事については、券の引き渡し後 2 週間以内に上記項目の追加試験をし、その結果をご提出下さい。

《参考》

環境省 HP「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について」

<https://www.env.go.jp/press/105969.html>